

こちらのカレンダーは、広報から抜き取って見やすい所に貼ってください。

5月 行事予定カレンダー  休 休館日・運休

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
					1	2
3 憲法記念日 ☑️ さんちゃんバス 彦坂外科(津島市) ☎25-8355	4 みどりの日 ☑️ 図書館 ☑️ さんちゃんバス 奥村整形外科(大治町) ☎445-5667	5 こどもの日 ☑️ さんちゃんバス 後藤整形外科(津島市) ☎25-5511	6 振替休日 ☑️ さんちゃんバス わたり整形外科(あま市) ☎449-6699	7 新庁舎開庁日	8	9
10 ☑️ さんちゃんバス はせ川外科(津島市) ☎24-3370	11 ☑️ 図書館	12 生活自立支援相談 (市役所) 9:00~12:00	13 心配ごと相談所 弁護士による法律相談 (予約制) 結婚相談(予約制) (総合福祉センター) 13:00~16:00	14	15	16
17 ☑️ さんちゃんバス 小林クリニック(あま市) ☎444-4500	18 ☑️ 図書館	19 生活自立支援相談 (市役所) 9:00~12:00	20 司法書士による相続・ 登記相談(予約制) (十四山総合福祉センター) 13:00~15:00	21	22	23
24 ☑️ さんちゃんバス 駅前ふじたクリニック (あま市) ☎462-0222	25 ☑️ 図書館	26	27 心配ごと相談所 弁護士による法律相談 (予約制) 行政相談 (総合福祉センター) 13:00~16:00	28	29	30
31 ☑️ さんちゃんバス 小西整形外科(あま市) ☎875-7178	6/1 ☑️ 図書館 《納期限》 軽自動車税種別割 全期 介護保険料 1期	※都合により変更されることがあります。下記の消防署または 救急医療情報センターへご確認の上、受診してください。 ※午後5時以降は消防署へお尋ねください。 ※あま市・大治町は市外局番が052です。 ※5月31日(日)まで図書館を休館します ※手話通訳者の設置 毎週水曜日(市役所)9:00~12:00				

☎「心配ごと相談所」、「法律相談」、「成年後見・相続(生前)相談」「相続・登記・成年後見相談」および「結婚相談」は市社会福祉協議会 ☎65-8105

TOPICS **~新婚世帯に最大30万円支援します~**
弥富市結婚新生活支援補助金

 市では、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対して、新居となる住宅の取得費用や賃借費用、引越しにかかった費用の一部を補助します。

対象となる世帯

- 下記のすべてを満たす新婚世帯
- 令和2年1月1日~令和3年2月28日の間に婚姻届を提出し受理された夫婦であり、夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下であること。ただし、同一人同士が再婚した場合を除く。
 - 婚姻を機に市内にある住居を新たに購入・賃借し、その住居の住所に転入(転居)届を提出し受理されていること。(申請時点で夫婦とも市内に住んでいること)
 - 夫婦の年間所得合計(平成31年1月1日~令和元年12月31日分)が340万円未満であること。
(※1、※2)
※1 夫婦の双方または一方が離職し、申請時において無職の場合は、離職した方については所得なしとして、夫婦の所得を算出します。
※2 貸与型奨学金の返済を現に行っている場合、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除します。
 - 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
 - 過去にこの制度による補助を受けたことがないこと。
 - 市税を滞納していないこと。



対象となる経費

- 令和2年1月1日~令和3年2月28日の間に支払った、次の①~③の費用が対象となります。
- 婚姻を機に、市内で新たに新居となる住宅を取得した場合の費用
※ 土地代・増改築費・リフォーム費を除く
 - 婚姻を機に、市内で新たに新居となる住宅を賃借した場合の費用(賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料) ※ 勤務先から住宅手当を受けている場合は、その分を対象経費から差し引く
 - 婚姻を機に、市内の新居へ引っ越すためにかかった費用(引越業者または運送業者へ支払った実費)
※ 家具家電購入などは除く

申請期間

6月1日(月) ~ 令和3年3月1日(月)
※ ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。

申請に必要な書類 ★印 … 市の公簿で確認できる場合は省略することができます。

- ・補助金交付申請書
- ・婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本 ★
- ・夫婦2人分の所得証明書(平成31年1月1日~令和元年12月31日分) ★
- ・夫婦2人分の滞納なしの証明書 ★
- ・【貸与型奨学金を返済した場合】返済したことがわかるもの
- ・【申請時において無職であり、所得がない場合】離職票、退職証明書
- ・【住居費(購入)の場合】売買契約書および領収書
- ・【住居費(賃借)の場合】賃貸借契約書および領収書
- ・【住居費(賃借)の場合】住宅手当支給証明書(給与所得者全員分)
- ・【引越費用の場合】引越しに係る領収書



申・問 市役所市民協働課

令和2年5月 **平日夜間・休日診療問い合わせ先** 

当番医療機関については、下記の消防署または救急医療情報センターへご確認の上、受診してください。

- 海部南部消防署 ☎52-0119 ●海部南部消防署北分署 ☎65-0119
- 救急医療情報センター ☎26-1133

診療日	受付時間	診療先
平日夜間および休日 (土・日・祝日)	内科	[緊急事態宣言]の発令に伴い、5月24日(日)まで 一時休診させていただきます。 診療再開については決まり次第、市ホームページにてお知らせします。 ☎海部地区急病診療所(☎25-5210)
	小児科	
	日・祝	
	歯科	
薬など	くすり・医療用品などに関する緊急の相談・質問などは右記へお問い合わせください。	